

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第228号)

平成15年1月23日

横情審答申第228号

平成15年1月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成13年10月25日教教人第740号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)平成12年 教諭（ 中学校 ）の出勤簿のうち4月以降分(2)  
平成13年 教諭（ 中学校 ）の出勤簿のうち1月から3月分」の一  
部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1)平成12年 教諭( 中学校)の出勤簿のうち4月以降分(2)平成13年 教諭( 中学校)の出勤簿のうち1月から3月分」において非開示とした情報のうち、出勤認印欄の出張及び研修の表示の部分は、開示すべきであるが、その余の部分について非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1)平成12年 教諭( 中学校)の出勤簿のうち4月以降分(2)平成13年 教諭( 中学校)の出勤簿のうち1月から3月分」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成13年8月1日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書には、職員の職及び氏名、当該職員が出勤時に押印した印影、出張、研修及び休暇等の表示のほか、毎月の出張、研修及び休暇の取得日数等が記録されている。

本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は除外すると規定されている。

この趣旨に照らすと、本件申立文書のうち、「出勤認印」の欄の職員が出勤時に押印した印影部分及び「出張」、「研修」の欄については、「当該職務遂行の内容に係る部分」に該当すると判断されるため開示した。

- (2) 他方、休暇の取得日数等を含むその他の部分については、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると考えられる。

よって、本件申立文書のうち、「前年から繰越された年次休暇 本年分の年次休

暇計」欄の各日数の部分、「年次休暇」、「年次休暇累計」、「療養休暇」、「出産休暇」、「その他の有給休暇」、「休職」、「育児休業（育児休暇）」及び「欠勤（遅刻・早退含む）」の各欄については、本号に該当し、非開示とした。

- (3) 「出勤認印」の欄のうち出張、研修が表示されている部分についても、これを開示すると休暇等の取得時期や日数等が明らかになると考えられる。よって、「出勤認印」の欄のうち出張、研修、年次休暇、職免等が表示されている部分についても、本号に該当し、非開示とした。

#### 4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分のうち、4月6日、14日、5月17日、6月14日、7月12日、9月6日の「出勤簿認印」欄のうち出張、研修、年次休暇、職免等が表示されている部分及び「欠勤、遅刻、早退」の各欄に関する処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 異議申立てに係る処分は違法不当である。
- (3) 担任と生徒が一对一の学級では、教諭の不在（離任式等）及び欠勤日（検診日）は物理的に生徒の出席が不可能であり、生徒は欠席する取り決めになっていた。しかし、教諭による意味不明の記述や嘘等が日常的にあり、真実を判断するために、教諭の不在及び欠勤の約束日である平成12年4月6日、14日、5月17日、6月14日、7月12日、9月6日の事実関係を保護者は知る権利がある。
- (4) 4月14日は、欠勤の約束にかかわらず出勤印が押印され不信感がある。この日の事実関係が相違していることから、他の日も相違している可能性がある。
- (5) 翌年3月までの長期欠席を学校側に告げた10月から、突然皆勤になっているのは不自然である。
- (6) 教諭の欠勤日は生徒が欠席しているにもかかわらず、生徒の出勤簿は事実と反して出席したことになっている。

PTA広報に実名入りで生徒の所見を記載する善悪の判断がつかない教諭に子供を預けられないと、平成12年7月6日に学校に告げ、翌日から長期間欠席しているにもかかわらず、教諭の検診日がある間あれば生徒を出席したこととする記載は通常では考えられない。当該欠勤理由は、保護者に文書で告知されている。

- (7) 実施機関は、平成13年10月11日教教人第640号で、平成11年4月から平成12年3月までの出勤簿について、全ての出勤認印欄の印影の有無が分かるように開示して

いるが、本件文書では「出勤認印欄の印影」を一部非開示としている。

- (8) 出張、研修の出勤認印欄の記述を開示すると、個人情報である休暇等の取得時期や日数が分かることがあるとして非開示としているが、教教人第640号の4月分出勤認印欄を見ると、記述部分が非開示であっても、長期の休暇等がとられていることが歴然として分かる。本件文書の開示方法からすれば、教教人第640号の4月分出勤認印欄も印影の有無が分からないように黒塗りしなければならないことになるから、教教人第640号の4月分出勤認印欄の印影の開示が優先される。
- (9) 公務に関する情報である出勤認印欄の印影を開示することにより、出勤していない日がほぼ特定されることは必然的なことであり、公務員の勤務状況を知るためには当然である。
- (10) 出勤認印欄の印影は、公務員の勤務状況の記録であり、法に定められたとおり全面開示を求める。
- (11) 公務員は勤務時間が決められているので、遅刻早退欄も公務員の勤務状態の記録であるので法に従って全面開示を求める。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市立中学校に勤務する特定の教職員に係る出勤簿のうち、平成12年4月から12月まで及び平成13年1月から3月までの部分であって、職員の職・氏名、前年から繰越された年次休暇・本年分の年次休暇・計の各日数、出勤認印欄、所属長及び出張・研修・年次休暇・年次休暇累計・療養休暇・出産休暇・その他の有給休暇・休職・育児休業・欠勤（遅刻・早退含む）の欄（以下出張から欠勤（遅刻・早退含む）までの欄について「取得日数欄」という。）で構成されており、所属長欄には、所属長である学校長が押印し、出勤認印欄には、当該職員が出勤時に押印し、出張、研修及び休暇等がある場合にはその旨を表示し、取得日数欄には、取得内容ごとに月別の取得日数等を記録するものであることが認められる。

### (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書ウでは、本号本文に該当する個人に関する情報であっても、

「ウ 当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、前年から繰越された年次休暇・本年分の年次休暇・計の欄の各日数の部分、取得日数欄（出張、研修を除く）、出勤認印欄の出張、研修、年次休暇、職免等が表示されている部分が本号本文に該当すると主張しているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書のうち、出勤認印欄の出張及び研修の表示の部分については、出張の表示は、職員が当該日に用務先に出向いて、所要の用務に従事していたことを示すものであること、研修の表示は、職務の遂行に必要な知識、技能等を習得するために研修に参加していたことを示すものであり、日常の業務を離れて受ける場合であっても、職務命令を受けて行われるものであること、これらの情報は、当該職員の私生活の内容に関する休暇等に関する情報とは明確に区別されるべきものであることから、これらの部分は、本号ただし書ウで規定する当該公務員の職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められ、本号本文に規定する条例上保護すべき個人情報に該当しない。

なお、実施機関は、当該部分を開示すると休暇等の取得時期や日数等が明らかになると主張しているが、出勤認印欄については、既に開示されている出勤の押印部分と併せて、出張及び研修の表示の部分を開示し、その余の部分を非開示としても、当該非開示とした部分からは、単に出勤、出張又は研修ではないという情報が明らかになるにすぎず、年次休暇、療養休暇、出産休暇、その他の有給休暇、休職、育児休業及び欠勤（遅刻・早退含む）等の内訳などが明らかになるものではないことから、本号本文に規定する非開示情報を開示することにはならない。

エ 本件申立文書のうち、出勤認印欄の出勤、出張及び研修の表示以外の休暇その他の部分については、その取得の時期、原因等は各職員の健康や生活の方針、態度にかかわるものであり、いずれも同号ただし書ウに規定する公務員の職務遂行の内容に係る情報に該当するとは認められず、本号本文に規定する条例上保護すべき個人情報に該当する。

また、横浜市職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月

横浜市条例第16号)第2条及び職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年8月横浜市人事委員会規則第7号)の規定に基づき、職務に専念する義務を免除される(以下「職務専念義務免除」という。)が、職務専念義務免除については、研修を受ける場合等の職務遂行にかかわるものと選挙権その他公民としての権利を行使する等職務遂行にかかわらないものがあり、いずれの場合も職務専念義務免除を受けた場合は、出勤認印欄にその旨表示される。

本件申立文書に記録された職務専念義務免除の表示のみでは、職務遂行に係るものであるか否かが不明であるため、当審査会が確認したところ、その事由は、職務遂行に係るものとは認められなかった。したがって、本件申立文書中の職務専念義務免除の表示は、同号ただし書ウに規定する当該公務員の職務遂行の内容に係る情報に該当するとは認められず、本号本文に規定する条例上保護すべき個人情報に該当する。

オ 本件申立文書のうち、前年から繰越された年次休暇・本年分の年次休暇・計の欄の各日数の部分、取得日数欄(出張、研修を除く)についても、その取得の時期、原因等は各職員の健康や生活の方針、態度にかかわるものであり、いずれも同号ただし書ウに規定する当該公務員の職務遂行の内容に係る情報に該当するとは認められず、本号本文に規定する条例上保護すべき個人情報に該当する。

### (3) 結 論

以上のとおり、本件申立文書において実施機関が非開示とした情報のうち、出勤認印欄の出張及び研修の表示の部分については、開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年10月25日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年11月22日 (第258回審査会)	・諮問の報告
平成13年11月30日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成14年11月15日 (第2回第一部会)	・審議
平成14年12月13日 (第3回第一部会)	・審議
平成14年12月26日 (第4回第一部会)	・審議